札幌市避難場所基本計画素案に対するご意見の概要と札幌市の考え方について

1　実施期間

平成２４年１２月２７日（木）～平成２５年１月２５日（金）【３０日間】

2　意見募集方法

持参・送付・ファックス・電子メール

3　資料の配布及び閲覧場所

危機管理対策室・市政刊行物コーナー・各区役所・各まちづくりセンター・札幌市ホームページ

4　寄せられた意見

(1) 意見の提出者数

個人　9名　団体　3団体

(2) 意見の件数

26件

(3) 意見を踏まえ素案を修正する件数

0件

(4) 意見の概要と札幌市の考え方

別添のとおり

※意見の内訳

・避難場所の指定に関すること	４件
・施設整備に関すること	２件
・応急救援備蓄物資に関すること	５件
・ペットに関すること	１件
・暖房に関すること	４件
・災害時要援護者に関すること	３件
・福祉避難場所に関すること	４件
・その他の意見等	３件

5　その他

記載内容について、わかりづらい表記や誤解を招きやすい表記等を修正いたしますので、ご了承願います。

担当：札幌市危機管理対策室危機対処計画担当　℡211-3062

市政等資料番号 01-N02-12-1723

パブリックコメントの意見の内容及び意見に対する考え方

No	掲載ページ	意見内容	意見に対する考え方
(1)避難場所の指定に関すること			4件
1	5	避難場所の指定に関してはその道のりも考え、「何があっても無事に辿り着ける」ことも条件としていただきたいです。	市内には多数の土砂災害危険個所が指定されており、避難時の経路となる道路についても含まれている場合があります。しかしながらほとんどの避難場所は、複数のルートが確保されており、必ずしも危険個所を通らずにたどり着けることから、日ごろから複数の避難場所とその避難場所までの複数のルートを確認していただくことをお願いしています。
2	5	地下空間を各種形態に応じた大規模災害時の一時避難場所として使用することの可否、及びもし可能であれば避難時の最小限必要な応急的生活機能(給水・電気・トイレ・宿泊等)の見積・計画と物的準備の推進が必要ではないかと感じています。	基幹避難所については、すでに想定される最大の避難者を収容できる場所を確保しておりますので、指定している基幹避難所や地域避難所に避難していただくことになります。 なお、地下歩行空間などは、帰宅困難者対策として活用することを検討予定です。
3	−	避難所は、予めヘリコプターによる傷病者の搬出や物資運搬のヘリポートとして指定しておいては如何でしょうか？	ヘリコプター場外離着陸場については、物資空輸や急患空輸を目的として、必要な場所をすでに指定しており、平成24年4月1日現在59ヶ所となっております。 なお、非常時における救助等は、この指定に関わらず対応いたします。
4	−	お寺に収容避難場所のお願いをしたところ、避難場所として協力すると言う返事はもらったものの、光熱費等の経費負担はどうなるのかとの質問を受けた。 ついては、その辺りのことも記載して欲しい。	避難所運営にかかる光熱水費等さまざまな費用の負担については、本計画とは別に整理する予定です。
(2)施設整備に関すること			2件
5	10	多目的トイレの整備をお願いしたい。	学校の改築等にあわせて、車いす対応トイレを整備する計画としています。
6	16	サイクリングロードの整備、地下には情報網の整備、避難所への案内、ロード近隣にある公園の整備(エコトイレ(通常地下型)・冬期間等屋根対策・その他)し、名称もスポーツロード＆災害時移ロード(仮称)とし、広くアピールすることも、そして、定期的な演習(訓練)があってもいいと思います。	避難所までの経路については、大災害時には火災や液状化、がけ崩れや建物倒壊による通行不能など平常時と同じように通れないことも想定されるため、日ごろから避難所までの複数のルートをご確認いただき災害に備えていただきたいと思います。
(3)災害時要援護者に関すること			3件
7	3	難病患者等も念頭に入れた対策を考慮願いたい。	災害時にまわりの人の手助けが必要な方は、災害時要援護者と考えており、その対策を本計画に盛り込んだところです。
8	5	災害時要援護者のための十分なスペース、設備の確保をお願いしたい。	基幹避難所では、配慮スペースを設ける計画としています。策定予定のマニュアルでは救護グループの役割として災害時要援護者相談窓口の設置や福祉避難場所へ移送などについて定めることとしています。 なお、訓練や研修などを通じて、避難所には特別な配慮が必要な方も避難することの理解を深めていくことが大切であると考えております。
9	14	障がいを持った方々(特に発達障害系)や、障がい施設スタッフが避難所で他の被災者から大変なバッシング等に遭ったと聞きました。札幌市としてはどのような取り組みを考えているのでしょうか？	(No.8と共通)

パブリックコメントの意見の内容及び意見に対する考え方

No	掲載ページ	意見内容	意見に対する考え方
（4）応急救援備蓄物資			5件
10	12	水の用意は不要という程度の基幹避難場所における備蓄物資の準備をお願いしたいと考えております。	避難するしないにかかわらず、災害の断水時に備えて、1人1日3リットルとして3日分の水を備蓄していただくことを広報しております。 なお、学校の受水槽の耐震化による飲料水の確保を進めること、及び、受水槽からの取水を容易にするため給水栓を設置することを本計画に記載しています。
11	10	燃料（灯油等）の管理保管、補給はどうなっているのでしょうか？ 市として非常用電源車の保有は考えていないのですか？	市立小中学校については、ほとんどの学校で普段から灯油を使用していますので、備蓄する移動式灯油ストーブは、その灯油を活用します。 また、発災翌日の停電率は2.5%で、ほとんどの避難所は電気が使用できる状況になると想定していることから、非常用電源車の保有については考えておりません。 なお、一部地域の長期的な停電に備えて可搬型非常用発電機を備蓄する計画としております。
12	12	民間運送会社も被災し運用計画に支障が出た場合の2次的計画はあるのでしょうか？ 自衛隊の炊き出しや入浴など、部隊運営上必要な場所や給排水設備を予め決めておくのはどうでしょうか。	物資の輸送については、日本通運株式会社及び札幌地区トラック協会との協定により対応することとなりますが、状況によっては、自衛隊に災害派遣を要請し物資輸送についても依頼することを想定しています。 災害の規模や被害状況によって、開設する避難場所もさまざまであることから、自衛隊の炊き出しや入浴などの場所を予め定めておりません。
13	11	自然エネルギーを使った小型風力発電などの蓄電設備を設置してほしい。	発災翌日の停電率は2.5%で、ほとんどの避難場所では電力が復旧すると想定しています。 なお、長期的な停電に備えて可搬型非常用発電機を備蓄する計画としています。
14	17	避難場所において多数の人間が集まるので、避難場所の規制に従わない者への対応として運営管理者の権限（法的権限等）は決まっているのでしょうか？ 避難場所で動くスタッフ（市職員やボランテイア等）と被災者との識別として『札幌市』などと表示しているベスト（チョッキ）や上着等又は、腕章等は配備されているのでしょうか？	避難所の運営は、市職員、施設管理者、避難者及びボランティアが協力・連携して行うべきものであり、法的な権限に基づいたものではありません。 役割分担等を識別する必要がある場合は、小中学校にある、ゼッケンを活用するなど、臨機応変に対応していただきたいと思います。
（5）暖房に関すること			4件
15	10	「LPガス（9校）」とあるが、その暖房機器の点火時及び燃焼時には電気を使用しないのか？	電気を使用します。
16	11	「移動式灯油ストーブを備蓄する」とあるが、灯油の貯蔵はどうされるのか？灯油は経年劣化し、特に、空気に触れたアトは劣化が早い。よって、「カセットガスストーブ」に代えては如何か？	ストーブの燃料については、市内の小中学校のほとんどが灯油使用校であることからそれを使用できること。ご近所からポリタンクで集めて使うことが可能であるという点もポイントが高いこと。１台あたりの熱量が高く、台数が少ないことから保管面積が少なくて済むことなどが検討委員会で議論され、もっとも妥当なものと考えられております。
17	12	「災害避難所専用・固形燃料ストーブ」の考案したので備蓄してほしい。	
18	11	札幌市として、接続口だけでは無く、各区役所に最低一台は移動式ガス発生装置の備えが必要ではないか？	導入コストや保管の問題から札幌市としての導入は考えておりません。

パブリックコメントの意見の内容及び意見に対する考え方

No	掲載ページ	意見内容	意見に対する考え方
(6)福祉避難場所に関すること			4件
19	3	広いスペースを持っている高齢者向け住宅を福祉避難所にすることが必要です。	札幌市では、札幌市老人福祉施設協議会と災害時における要援護者緊急受け入れの協定を締結し福祉避難場所の確保に努めています。 今後も、いただいたご意見を参考に福祉避難場所の確保に努めます。
20	3	福祉避難場所を本基本計画(素案)に盛り込むべきです。	本基本計画は、札幌市地域防災計画に基づき策定しており、福祉避難場所は、同計画において、発災後、状況に応じて指定するとしていることから、本計画においてもその考え方を踏襲しています。
21	3	福祉避難場所を避難場所の分類に加えていただきたい。	
22	6	災害が起こってから市長が福祉避難場所を設けるのではなく、災害を想定した福祉避難場所をつくるべきではないか。	
(7)ペットに関すること			1件
23	−	基幹避難所へのペットの持込の可否が不明なことからこの点を明らかにしていただきたいと思います。	避難場所運営マニュアル(以下、「マニュアル」という。)を今年度中に策定いたします。マニュアルでは、原則、ペットは敷地内の屋外で飼育することを予定しています。
(8)その他			3件
24	−	災害時要援護者支援ガイドライン(平成20年3月　札幌市)の見直し及び難病患者対応マニュアルの整備をお願いしたい。	見直し及び整備の必要性について、関係課と協議します。
25	−	基幹避難所・福祉避難場所を地図に落とした資料を早急に策定していただきたい。検討委員会で提出された、基幹避難所を地図に落とした資料は、本基本計画(素案)を検討するにあたり、大変重要ですので、今回附録として提示していただきたかった。是非、福祉避難場所と併せて早急に公開し、周知していただきたい。	検討委員会で提示した資料は手書きの資料であるため、ホームページ等で公開する予定はありませんが、収容避難場所については、札幌市公式ホームページで地図上に示しておりますのでそちらでご確認をお願いします。 福祉避難場所は、発災後に指定することから、地図に落とした資料はございません。
26	−	福祉避難場所まで行く避難訓練を徹底してはどうか。	札幌市総合防災訓練や各区防災訓練において、災害時要援護者が避難する訓練を実施しています。